

長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画

2025年7月30日
株式会社アジアインフォネット

当社は2012年より太陽光発電事業を開始し、2018年8月10日経産省発電事業者届出認定がされた。2015年6月より9ヶ所のメガソーラー発電所、合計出力（AC）14940kWを建設完了、運転を開始している。一番早い運転開始の発電所は10年を経ち、全ての発電所には問題がなく順調に運転されている。

今後持続的に太陽光発電を続け、再生可能エネルギーを供給して行く計画を進める。より効率的に管理を図るため、解体費用等が内部積立を計画する。

今後の事業計画は再生可能エネルギー発電事業計画が適合すべき基準に従い、① 発電事業を調達期間終了後も継続するために必要な措置を講じ、当該措置を公表するものであること(同号イ) ② 発電事業と地域との共生に向けた取組を講じ、当該取組の状況を公表するものであること(同号ロ) ③ 太陽光発電設備が事業用電気工作物に該当すること(同号ハ) ④ 認定申請者が電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者に該当すること(同号ニ) 9次に、かかる内部積立に関する事項(再エネ発電事業計画に記載される)は、特措法第9条第4項第7号にいう「経済産業省令で定める基準」を満す措置を取ることを徹底する。

また、経産省が公表している太陽光発電設備の廃棄費用積立制度に従い、事業計画、内部積立要件を乱し、事業計画の策定、積立金の管理を行う。

発電所の運用・管理

当社は太陽光発電を継続して行うことを前提し、発電設備を適切に保守点検及び維持管理する。再生可能エネルギー発電事業を安定的に行うためには、発電設備の性能低下や運転停止といった設備の不具合、発電設備の破損等に起因する第三者への被害を未然に防ぐため、発電設備の定期的な巡視や点検を実施している。また事業の計画段階において、保守点検及び維持管理に係る適切な実施計画の策定及び実施体制を構築している。

1. 保守点検・維持管理に関する計画の策定及び体制の構築

① 毎年 保守点検及び維持管理に係る実施計画（点検項目及び実施スケジュールを含む。以下「保守点検・維持管理計画」という。）を策定し、電気事業法に基づき作成、届出した保安規程を踏まえた保守点検・維持管理計画を実施している。

② 策定した保守点検・維持管理計画に基づき適切に保守点検及び維持管理を実施する体制を構築すること。電気事業法の規定により選任した電気主任技術者を含めた体制を構築している。

③ 発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。

④ 保守点検・維持管理計画の策定及び体制の構築に当たっては、経産省エネルギー庁平成29年制定した事業計画策定ガイドラインを参考にし、当該ガイドラインで示す内容と同等又はそれ以上の内容により、安全かつ安定的な発電を長期にわたって行うことができる事業実施体制を構築する。

⑤ 保守点検・維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。

- ・保守点検及び維持管理スケジュール
 - ・保守点検及び維持管理の人員配置・体制計画
 - ・保守点検及び維持管理の範囲
 - ・保守点検及び維持管理の方法
 - ・保守点検及び維持管理時の安全対策
 - ・保守点検及び維持管理結果の記録方法 等
- ⑥保守点検・維持管理計画の策定や実施体制の構築の際、外部の専門家と相談しながら当社のメンテナンス専任要員より体制を構築している。全てのメガソーラー発電設備において電気事業法第42条に基づき保安規程を作成、届出、電気主任技術者の選任が行った。発電所毎に電気主任技術者とも相談し、安全確保に関する事項、発電性能維持に関する事項を整理し、保守点検・維持管理計画の策定や体制の構築を行うことが必要である。なお、実施体制の目安として、故障後3ヶ月以内を目途として修理を可能な体制としている。
- ⑦当社の太陽発電所は全て損害保険に加入しています。発電所の事故などによる損壊時の事業継続の備えとして有効であり、第三者への損害が万が一発生するような場合に備え、第三者賠償保険等を活用しつつ事業を実施することも可能である。

2. 通常運転時に求められる取組

(1) 安全の確保に関する取組

- ① 関係法令及び条例における規定に従い、発電設備を運転すること。
- ② 保守点検・維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。
- ③ 発電設備が技術基準に適合し続けるよう、適切に保守点検及び維持管理を行うこと。50kW以上の自家用電気工作物の太陽光発電設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守すること。
- ④ 民間団体が作成したガイドラインを参考にし、同等又はそれ以上の内容により、着実に保守点検及び維持管理を実施するように努めること。保守点検及び維持管理を実施した内容について記録、保管すること。

(2) 発電性能の維持に関する取組

- ① 保守点検・維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。
- ② 発電電力量の低下や運転停止の未然防止に積極的に努めること。
- ③ 民間団体（太陽光O&M評議会等）が作成したガイドラインを参考にし、同等又はそれ以上の内容により、着実に保守点検及び維持管理を実施するように努めること。
- ④ 保守点検、維持管理を実施した内容について記録、保管すること。
- ⑤ 発電電力量を計測し、記録するように努めること。
- ⑥ 発電性能の維持に関する作業（除草時の除草利用等）を実施するに当たり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めること。

3. 地域への配慮

- ① 事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認するように努めること。
- ② 太陽光発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。
- ③ 第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講ずるように努めること。

4. 設備の更新

当社は長期的な事業計画に基づいて、FIT 法に基づく調達期間終了後も、保有する発電所が適宜設備を更新することで、再生可能エネルギー事業を継続するように努める方針。

5. 事業終了後の撤去・処分の実施

- ① 事業を終了した太陽光発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと。
- ② 事業終了後の太陽光発電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるように努めること。
- ③ 太陽光発電設備の撤去及び廃棄を自ら行う場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、適切な産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等による処理を行うこと。
- ④ 太陽光発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定の遵守は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者の義務となるが、発注先の排出事業者において、適切な産業廃棄物の処理体制が構築されていることをあらかじめ確認するように努めること。また、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示すること。
- ⑤ 太陽光発電設備の撤去及び処分を自ら行う場合、発電設備の分別解体等に伴って生じた特定建設資材について、建設リサイクル法に基づき、再資源化等を行うとともに、廃棄物処理法上の排出事業者として課された義務を遵守すること。
- ⑥ 太陽光発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照するように努めること。

当社保有する FIT 太陽光発電所（対象設備）

発電所名	設備ID	出力AC(kw)	出力DC(kw)	運転開始日
長南町メガソーラー発電所	AE07410C12	1,000.0	1,120.5	2015年7月17日
AIN矢田部メガソーラー発電所	AD96698C08	1,990.0	2,210.0	2016年6月1日
AIN塩山メガソーラー発電所	AD96697C19	1,990.0	2,454.4	2016年7月27日
AIN海老塚太陽光発電所	AF37742C08	1,000.0	1,317.6	2017年4月11日
AIN小阪部メガソーラー発電所	A725773F33	1,990.0	2,512.6	2017年7月7日
AIN一関メガソーラー発電所	A694178B03	1,990.0	2,541.0	2018年5月22日
AIN八幡平メガソーラー発電所	A674770B03	1,000.0	1,282.6	2019年10月25日
AIN伊賀青山メガソーラー発電所	A861782D24	1,990.0	2,601.5	2019年11月8日
AIN城里町メガソーラー発電所	AF67081C08	1,990.0	2,601.5	2020年3月30日